

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	令和8年8月 日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	弥栄地区 (弥栄、三区、根宿、長峰、鍋内)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	133.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	114.3 ha
② 田の面積	94.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	38.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、水稻・野菜を基幹作物として農業の盛んな地域であるが、農業者が高齢化しており、後継者の確保および次世代農業者の育成が課題である。
不整形なほ場も多く、近年の気象変動に伴う水不足の影響もあり、地域における持続可能な農業の推進、後継者や次世代の農業者に引き継ぐにあたり、農業環境の改善が急務である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地区の主要作物である水稻については、将来的に地域の担い手に集積・集約化を進め、トマトやしいたけの栽培については、地域の担い手や新規就農者を中心に取り組み、栽培面積の拡大及び農業者の所得の安定化を図る。
将来的には基盤整備事業の検討を行い、地域農業の発展を図る。
基盤整備事業検討区域外についても農地中間管理機構を活用して集積・集約化について検討を行い、現状の水稻・野菜等の作付けを継続する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
基盤整備事業を検討し、計画に合わせて農地中間管理事業を活用し賃借を進める。 基盤整備事業区域外の農地については、農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	87	%	将来の目標とする集積率
			90 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
基盤整備事業の検討により、地域の担い手となる農業者への集積、集約化を進める。 規模縮小やリタイアの意向が示された農地については、引き受け意向のある入作者への集積・集約化を図ってい			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
基盤整備事業検討地区については、担い手を中心に集積、集約化を進める。 規模縮小、リタイアで耕作不能となる農地については、引き受け意向のある担い手への集積・集約化を図り、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の集約・集積化が図られた農地は、可能な限り農地中間管理機構を活用する。 土地の貸し借りの合意がなされた農地は、農地中間管理機構を活用し、担い手に農地の集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
弥栄・田町地区について、農地の集積・集約化を図るため基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に、引き受け意向のある担い手がいた場合には斡旋をし、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行うなど、認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③スマート農業の検討
・農業者の高齢化、担い手不足、基盤整備事業による農業区画拡大に伴い、将来的にスマート農業を検討する。

⑦多面的機能支払制度への取組の継続
・農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。
・弥栄ぶらす1地域保全会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。

⑧農業用施設
・県内8か所の種子センター設備が老朽化しているため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業(再編新事業)を活用して広域水稻種子センターを新設し、すべての種子調製機能を集約する。中畑種子センターは、種子原料粃の乾燥に特化した「乾燥センター」として利用を継続することとし、同事業により不要となる調製設備を撤去する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	108経営体		115.56 ha	ha		115.56 ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。